

これまでに出示された主な意見と論点(案)について

(22. 2. 19)

項目・分野	主な意見	論点(案)
<p>前回改正の趣旨と現状における評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回改正の目標は何であって、それが現時点でどこまで行っているのかがある程度共有されていないと、混乱した議論になるのではないか。 ・ 金融審議会の議論のとりまとめとして、「公認会計士については、量的に拡大するとともに質的な向上も求められている」、「監査証明業務の担い手として、拡大・多様化している監査証明業務以外の担い手として、さらには企業などにおける専門的な実務の担い手として、経済社会における重要な役割を担うことが求められている」、「公認会計士の人数の拡大については、試験合格者の資質を確保しつつ、受験者数の大幅な増加を図るための方策、専門資格者などに対する試験の免除」と書いてあり、認識としてはあまり差はなかったのではないか。ただ、教育研修をどうするのかなど、インフラの問題がよく議論されていなかったために、実務教育ができなくなってくるという状況になっている。 ・ 「現行制度の狙いは道半ばの状況にある」、「試験に合格しても公認会計士の資格を取得できないというおそれが高まることとなる」、こういう問題意識のもとに検討事項として「試験制度のあり方について」、「資格取得要件のあり方について」、「その他」という3つの検討事項を明記して本懇談会を開催した。 ・ 資格を持っているから就職が保証されているというものではない。就職問題ではなく、当初の目的である質の高い公認会計士をしっかりと我が国として抱えるということにおいて、試験をクリアした人が実務経験を積む場がないという問題にどう対応するか。 ・ 自由な社会、公平な社会、そういう国づくりをすることで日本経済が強くなること、そして財源もない中で財源を使わないで日本経済を強くするためには不合理な規制は改革をしていく、これらのベースになる認識を改めて共有すべきではないか。 	<p>○前回の制度改正の趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公認会計士が経済社会の幅広い分野で活躍することが期待されているとの考え方にに基づき、社会人を含めた多様な人材にとって受験しやすい制度となるよう改正。 <p>○現状における評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公認会計士の活動領域拡大のキャリアパスとしては、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 合格者が監査業界以外に就職して専門的な実務に従事 ・ 社会人が合格して引き続き専門的な実務に従事 ・ 会計士が監査業界から監査業界以外に転職 <p>などが考えられるが、いずれも十分には進んでいない。</p>
<p>試験・資格制度の基本的なあり方について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計士の試験は会計事務所に入って監査業務をやるための資格試験であるという後戻りした議論は少し違う方向なのではないか。 ・ 公認会計士が監査証明をするための試験・資格と、ある一定レベル以上の知見を持った会 	<p>○監査証明業務を担う者の試験・資格と、会計専門家の試験・資格のあり方についてどう考えるか。</p>

	<p>計専門家の一つのメルクマールとしての試験・資格があって良いのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今の試験制度だと、監査法人に入って監査業務を行うことがゴールのイメージになるので、フレキシビリティをもう少し与えるべきではないか。一つ試験をクリアしたところで何らかの肩書きを与えてインセンティブをつけて、それを目指して会計知識を自らもしっかりと身につけて、それを会社でどうやって役立てていくかという流れを作っていくたい。 ・論文式合格者に対して面接を課して、現在のスキルにプラスして、例えば倫理観、教養、素養、ビジネスコミュニケーション能力のある者を合格させる仕組みにし、合格した場合には会計士補などの称号を与えれば、特に社会人などには効果が高いのではないか。 ・論文式合格者に対して面接を課し、合格した場合には公認会計士の資格が得られ、その後3年間の実務補習や実務経験要件は緩和せずにこれらを経た人に監査会計士などの資格を取らせる仕組みにしてはどうか。 ・最終合格者を現在より絞って、監査法人の就職対象者程度に人数を戻す一方で、社会人受験者がより多く受験するように、短答式試験に合格したら准会計士などの名称を与えてインセンティブを与えてはどうか。 ・これからの日本経済を元気にしていくためには新しい産業もなければならないが、日本はそういうベンチャーが立ち上がっていくときの財務のアドバイスをする人が大変少ない。ライセンスを持った公認会計士とそうでない会計士を分けることによって、そういったところにも参加できる人が増えていくのではないか。 ・会計士という以上は、少なくとも監査の基本的なことは知っていなければならない。質の問題は、会計士業界全体の信用の問題になるので、きちんとした監査ができる会計士でなければ困る。 ・資格登録と開業登録を分けるなど、監査をする場合は、一定の条件があって監査ができる仕組みをつくってはどうか。 ・公認会計士試験は、監査証明業務を業務として独占的に執行できる資格を国家付与する資 	<ul style="list-style-type: none"> ・会計専門家向けに何らかの資格・称号を付与すべきか。 ・どの段階で資格・称号を付与すべきか。短答式試験合格段階か、論文式試験合格段階か。 ・資格登録と開業登録を分けるべきか。
--	--	---

	<p>格試験であり、資格試験であることにおける特徴を見失ってはならないのではないか。一方、企業内の経理の人々の優秀な会計実務能力を認定する権威ある高度技能認定制度を産業界自らが設けることがあっても良いのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査は法律で決められているから、会計士しかできないから公認なのであり、会計能力検定というものにあえて公認というものを与える必要はないのではないか。 ・ 企業が採用試験の一部として、特に経理に従事するに適した人材を選抜する選考を行うこととしてはどうか。有力会社への就職活動において会計学の知識が大いに評価されることになれば、会計士試験を受けるか、有力会社の社内経理担当者としてその能力を発揮する人生もあるという選択があり、逆に大学におけるカリキュラムの充実の契機ともなるのではないか。 ・ 企業サイドが求めている人材というのは、経験豊かな実績を積んだ公認会計士であり、公認会計士試験合格者に対してはなかなかニーズが表面化するの難しいのではないか。 ・ 人数・質・会計士の仕事をどうするか、雇う側の思いと雇われる側の思い、この議論の目的、既に社会人としてかなりの経験を積んでいる30代・40代の人たちに対する視点をどう考えるか。 ・ 税理士制度との関係は、実際に方向性を見つける場合には財務省と一緒にやらなければいけないので、この場で決めることはできない、それに中長期的な課題だと思うが、問題提起自体は今こそすべきだろう。 	
<p>実務経験について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就職問題ではなく、当初の目的である質の高い公認会計士をしっかりと我が国として抱えるということにおいて、試験をクリアした人が実務経験を積む場がないという問題にどう対応するか。(再掲) ・ 実務経験を積む場がないという問題とともに、監査証明業務以外の担い手としての会計士の必要性に応えられるような実務経験なり資格要件が得られるような場がないということが問題なのではないか。今求められている実務経験なり、その後の講習の内容が監査に偏しているのではないか。 	<p>○実務経験要件についてどう考えるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合格者が実務経験を積む場がないという問題にどう対応するか。 ・ 実務経験要件を緩和すべきか。 ・ 監査証明以外の業務を担う者の実務経験要件をどう考えるか。

	<ul style="list-style-type: none"> ・合格者・受験者はどうしても監査法人でなければ嫌だとこだわっているわけではなく、補習所と実務要件の条件が整えば一般企業等への活動の場は広がる。合格者のこだわりは、せっかく合格したのだから公認会計士と名乗れるようになりたいという希望があるということ。 ・現在の実務経験要件は企業へ行った場合は資本金が5億円以上の会社でないと基本的には認められない。ベンチャー企業で活躍しようという気持ちになったとしても自ら公認会計士になるための要件を断念しなければならない。若者が新たなビジネスを創造することを応援したいので、実務経験の対象となる会社の規模を大幅に下げるべきではないか。 ・監査が中核業務となる会計職業専門家には、会計、監査、税務分野における広い実務経験と、監査分野の十分な実務経験が求められるのではないか。一方、企業内等において会計財務に最終的な責任を負える会計専門実務家には、監査事務所における実務経験は必須ではなく、経理・財務分野における実務的な研修を経るべきではないか。 ・公認会計士資格については実務の経験が重要であり、実務経験要件は国際基準では3年であり、伸長が必要ではないか。 (注) 国際教育基準では、「大学院相当の職業専門家教育の期間で、実務面に特に重点を置いて会計を応用するような期間は、実務経験の要件である3年のうちの12ヶ月に相当すると見なしてよい」とされており、我が国では実務経験2年に実務補習1年を加えてこの基準を満たしているとされている。 ・監査業務につく人は、それなりの実務経験を持った人が試験を受けてなるべきであり、少なくとも5年ぐらいの実務経験をすべきではないか。 	
<p style="text-align: center;">実務補習 について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・合格者・受験者はどうしても監査法人でなければ嫌だとこだわっているわけではなく、補習所と実務要件の条件が整えば一般企業等への活動の場は広がる。合格者のこだわりは、せっかく合格したのだから公認会計士と名乗れるようになりたいという希望があるということ。(再掲) ・今求められている実務経験なり、その後の講習の内容が監査に偏しているのではないか。 	<p>○実務補習についてどう考えるか。</p>

	<p>(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通学の便宜は約束できないという企業が非常に多いのが現実であり、実務補習は、一般企業に勤務する合格者も通えるようカリキュラムや日程を簡素化して、継続教育に重点を移すのがよいのではないか。 	
試験科目・出題内容・免除制度等について	<ul style="list-style-type: none"> ・短答式試験の性格付けを論文式試験を受けるための基礎教養試験という形に変え、経済学や経営学、基礎会計学や会社法、更に英語、数学といった科目もそこで問われても良いのではないか。 ・高等教育機関で学んだことが試験にほとんど反映されておらず、将来の企業人を養成するために必要な国際会計基準が出題されないといった点も整理すべきではないか。 ・マクロ経済学などは経営者と議論するときには必要ではないか。 ・監査に偏した試験内容を変えていくことは、質を落とさずに人数を増やし、かつ、企業などの色々な場所で活躍できる人材を作る観点から重要なのではないか。 ・面接を課して、現在のスキルにプラスして、例えば倫理観、教養、素養、ビジネスコミュニケーション能力のある者を合格させる仕組みにすべきではないか。 ・面接は、恣意性が入り、手間もかかるので、国家資格に面接を入れるのかどうかという問題はあのではないか。それぞれの企業なり監査法人が採用するときにスクリーニングされるということではよいのではないか。 ・2万人を超える試験を行うことは非常に大変。試験委員の委嘱にも限界がある。また、短答式試験が2回化されたが、試験問題の内容の水準の均質化を図ることが難しく、どのくらいの数が合格するのかという見通しを立てるのも非常に困難であり、実施方式の見直しが必要ではないか。 ・現行制度における教授・准教授及び博士号による受験免除の仕組みは、一般受験者との間に不公平を招くおそれがあるのではないか。 	<p>○どのような能力を求め、どのような試験内容とすべきか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・英語や国際会計基準等の扱いについてどう考えるか。 ・監査法人や企業が重視するビジネスコミュニケーション能力の評価を試験に加えるべきか。 ・大学教授等に認められている受験免除制度はどうあるべきか。
大学教育要件について	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳の合格者で、監査と会計の専門家である公認会計士ができるのか。 ・18歳の人合格するのはおかしいが、その後人生経験を積んで監査の仕事もするという 	○大学教育要件についてどう考えるか。

	<p>ことでも良いのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 20歳未満の合格者は全体の0.5%であり、それをもって全体を語るの是不自然ではないか。高卒者に関しては経験があったとしても受験資格を与えないというのは、受験者の多様化に逆行するのではないか。 ・ 国際教育基準の一つに入り口議論として大学卒業程度の要件が明確にうたわれており、大学教育レベルの基礎知識がないと、プロフェッションとして認めないという流れが起きてきている。会計、経営といったコアの基本科目を何単位以上取っていないと、という要件も入っている。 ・ 公認会計士の資格は、よりグローバルな観点から、国際的な相互承認も視野に入れて設計し直されてしかるべきではないか。 ・ 学歴のない人を排除しようということではなくて、そういう形があることによって国際的に日本の公認会計士のレベルがどう見られるかという観点が必要。 ・ 国際教育基準では、専門的な会計のトレーニングに入るためには、高校卒業レベルではなく、大学に入るレベル、特に一定のレベルの大学の水準も示された中で、その大学に入るレベルがまず必要だという定め方がされている。 ・ 公認会計士の受験要件に何が何でも大学卒業要件をという考え方をするよりも、最終的に公認会計士を取得するまでには少なくとも大学の卒業要件ぐらいは課さなければ、国際基準ベースではほとんどマスターベースが標準になってきている。 ・ 今の大学の状況は、もう試験で大学に入るという状況になく、実態は全入時代であり、大学を出たから学力があるというわけではない。そういう時代になぜ学歴要件を課すのか。大学へ行けない者、貧乏な者は試験を受けられないというのは日本の発展にとって良くない。 ・ 国際的な整合性はどういうことで必要なのか、もう少し分析・評価が必要ではないか。 ・ 2009年12月16日に発表された国際教育基準のフレームワークの中で各国の教育制度の多様性を認知している文章も見受けられ、欧米に合わせるのではなく、日本独自の制度を検 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学教育を受験資格要件または資格取得要件とすべきか。 ・ 大学卒業まで求めるべきか。一般教養科目の履修で良いか。 ・ 専門学校における高等教育をどのように考えるか。 ・ 会計専門職大学院との連携のあり方をどう考えるか。
--	--	--

	<p>討することも可能ではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査証明資格の登録を受けるためには大学卒業要件が必要であるが、それ以前の資格の取得や受験に当たっては学歴要件の必要はないとはどうか。 ・ 大学で総合的な教育をすることで、会計士になる人間の質を底上げすることや、会計専門職大学院との連動性を持たせて、受験詰め込み教育だけでは受からない試験にする工夫も要るのではないか。 ・ 学歴要件は、専門職大学院でしっかり学習した上で、試験の方は少し楽にするといった組み合わせでないと意味がないが、資格に参入しようとする人の意欲をそぐのではないか。 ・ 公認会計士の試験制度における大学の受験資格の問題と、大学の教育のあり方の問題が混在して議論されているので、整理しながら今後の検討を進めるべき。 ・ 文部行政にかかわることは文部省に働きかける必要があり、奨学金制度の充実などとして展開されるのが適当。 	
<p>有資格者の活動領域の拡大</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査法人の業務範囲は、基本的には監査を中心とした業務であるが、諸外国の場合は非常に幅広い会計サービスの提供を行っており、もしそういう状況に監査法人が置かれれば雇用創出能力も増す可能性はあるのではないか。その上で多種多様な人材の育成と多様な実務経験・実績が蓄積されると、これらのものが企業等に輩出されて、我が国の経済社会の重要な役割を果たしていけるのではないか。 ・ 監査法人で監査業務をした人が銀行に入ると色々な見方も増えるし、企業の会計をやっている人間が監査業界にも転出し、人材の流動性を図るということも非常に大事ではないか。 ・ 我が国の企業の場合については、それぞれの組織や文化になじんだ企業内のプロパーを会計や財務のトップに据えたいという文化が強いようなので、その辺も若干人材の交流の障害になっている面があるのではないか。 	<p>○ 監査業界で経験を積んだ人材が幅広い分野で活躍するためにはどうあるべきか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査法人で経験を積んだ人材が企業等に供給されて役割を果たしていく上で、監査法人の業務範囲をどのように考えるか。
<p>資格取得後の質の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資格取得後の教育として、CPEのやり方を考える必要があるのではないか。ただし、監査をしない者の場合は、それに合ったCPEがあっても良いかもしれないし、CPEを他 	<p>○ 資格取得後の質の確保についてどう考えるか。</p>

	<p>の正式の高等教育機関に委ねても良いかもしれない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計士業界全体というよりは、一人一人の質の問題、評価の方が基本ではないか。 ・ 公認会計士の資質の維持のための公認会計士協会の自主規制機能強化に向けて、公認会計士、監査法人の業務停止等の処分権限の公認会計士協会への付与が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ C P Eのあり方をどう考えるか。資格取得前教育である実務補習との役割分担をどう考えるか。 ・ 監査証明業務を行わない者に対するC P Eはどうあるべきか。 ・ 日本公認会計士協会の自主規制機能のあり方についてどう考えるか。 ・ 質の確保を図る上で、監査法人による監査の実施状況などについてどう考えるか。
--	--	---